

比布町の家計簿 決算

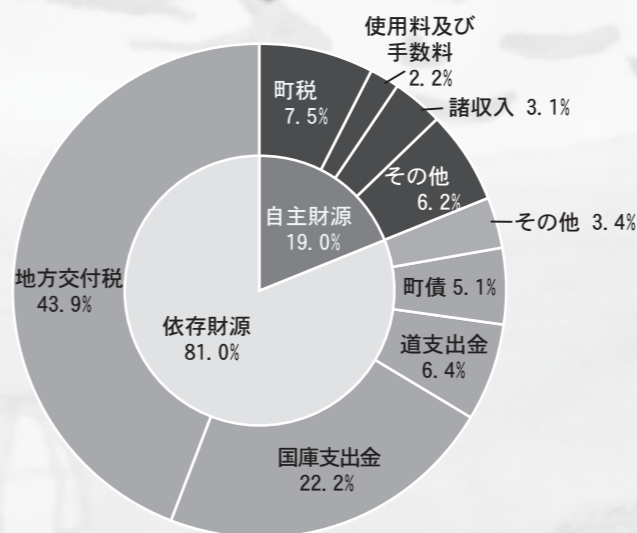
まちが実施しているさまざまな事業は、町民の皆さんが納める税金や国・道からの支出金などを基に行われています。皆さんの生活のためにどのように活用されたのか、令和2年度決算の概要をお知らせします。

■歳入の状況 (単位：千円)

区分	令和2年度	令和元年度	比較	説明
町税	331,877	323,504	8,373	町民税や固定資産税、軽自動車税などの町税
地方譲与税	56,353	55,582	771	自動車重量税などが一定の算式により譲与
利子割交付金	288	242	46	預金利子にかかる税金が一定の算式により交付
配当割交付金	699	793	-94	配当課税が一定の算式により交付
株式等譲渡所得割交付金	853	519	334	株式等譲渡所得課税が一定の算式により交付
法人事業税金	1,922	0	1,922	法人事業税の一部が一定の算式により交付
地方消費税交付金	81,341	65,492	15,849	消費税の一部が一定の算式により交付
環境性能割交付金	3,750	7,731	-3,981	自動車取得税が一定の算式により交付
地方特例交付金	3,448	5,734	-2,286	住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分などが交付
地方交付税	1,947,626	1,807,801	139,825	一定の算式により計算された収支の不足分が交付
交通安全対策特別交付金	758	564	194	道路交通法による反則金が一定の算式により交付
分担金及び負担金	6,026	11,193	-5,167	老人ホーム費用や保育料などの徴収金
使用料及び手数料	98,571	98,191	380	町営住宅などの使用料、住民票発行などの手数料
国庫支出金	988,753	373,091	615,662	施設の整備などに対して支出される国からの補助金
道支出金	282,352	259,570	22,782	道が行うべき事務への委託金や道の政策による補助金
財産収入	7,701	11,169	-3,468	町が所有する建物の貸付収入や預金利子など
寄附金	41,920	31,807	10,113	町民や企業などからの善意により町に寄附されたもの
繰入金	151,862	208,013	-56,151	町の基金(貯金)を取り崩したのものなど
繰越金	72,259	69,371	2,888	前年度会計の歳入から歳出を差し引いたもの
諸収入	138,376	108,982	29,394	コピー代金や町有林間伐材売却収入など
町債	225,031	635,991	-410,960	公共事業を行う際などに国などから借り入れる借金
合計	4,441,766	4,075,340	366,426	

※端数処理のため合計などが合わない場合があります。

歳入総額 44億4,177万円



歳入

令和2年度一般会計の歳入総額は、44億4,177万円です。昨年より3億6,643万円多くなりました。歳入が増加した要因は、国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対策)が増加したことによるものです。なお、本町の歳入は約81%を国などからの交付金等でまかなっており、うち地方交付税が約44%を占めています。

令和2年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入が60億6,683万円、歳出が57億9,000万円です。3億5,783万円の黒字決算になりました。

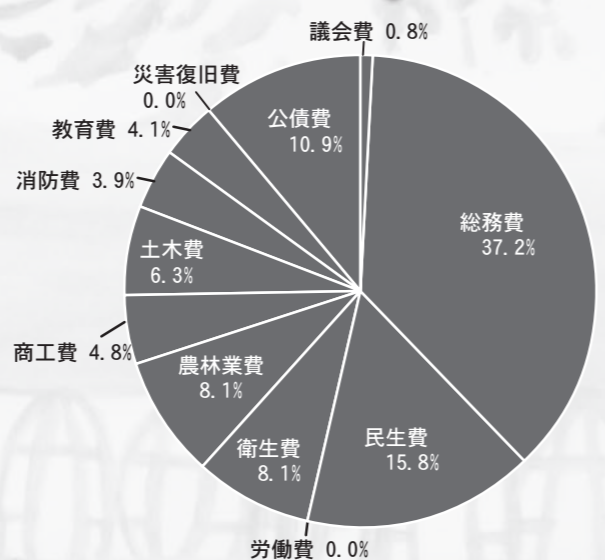
令和元年度と比べると、歳入が約7%増(3億7,343万円)、歳出が約5%増(2億5,990万円)となっております。健全な財政運営ができたものといえます。

皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税、国や道からの交付金などは、私たちの生活をよりよくするために、さまざまな形で使われています。

決算は、町にどのくらいの収入(歳入)があり、そしてどのように使われたのか(歳出)をわかりやすくまとめたものです。

皆さんの生活に最も関わりの深い一般会計を中心に、図や表を使いながらその概要を説明します。

歳出総額 41億4,006万円



歳出

歳出総額は、41億4,006万円です。昨年より2億2,998万円増加しました。目的別の内訳を見ると、総務費が約37%と最も多く、次いで民生費約16%、公債費約11%となっています。歳出が増加した要因は、総務費が増加したことによるものです。

大きく増加したものは、新型コロナウイルス感染症対応型コロナウイルス感染症対応地方創生対策費や新型コロナウイルス感染症対応のための特別定額給付金事業費などが挙げられます。性質別では、補助費等が約30%と最も多く、次いで物件費が約19%となっています。

■性質別歳出の状況 (単位：千円、%)

区分	令和2年度		令和元年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減	増減率
消費的経費						
人件費	711,780	17.2	605,394	15.5	106,386	0.2
物件費	787,334	19.0	751,074	19.2	36,260	0.1
維持補修費	2,079	0.1	3,543	0.1	-1,464	-0.4
扶助費	255,842	6.2	256,338	6.5	-496	-0.0
補助費等	1,238,968	29.9	661,254	16.9	577,714	0.9
計	2,996,003	72.4	2,277,603	58.2	718,400	0.3
投資的経費						
普通建設事業費	168,541	4.1	691,896	17.7	-523,355	-0.8
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	168,541	4.1	691,896	17.7	-523,355	-0.8
その他						
公債費	450,977	10.9	470,010	12.0	-19,033	-0.0
繰入金	353,678	8.5	360,556	9.2	-6,878	-0.0
その他	170,858	4.1	110,016	2.9	60,842	0.6
計	975,513	23.5	940,582	24.1	34,931	0.0
合計	4,140,057	100.0	3,910,080	100.0	229,976	0.0

※端数処理のため合計などが合わない場合があります。

■目的別歳出の状況 (単位：千円)

区分	令和2年度	令和元年度	比較	説明
議会費	34,702	35,660	-958	議員報酬や「議会だより」など議会運営に関する経費
総務費	1,537,923	774,095	763,827	職員給与や役場庁舎管理、住民票、広報紙などの経費
民生費	653,502	651,253	2,249	老人福祉や児童福祉、国民年金など福祉に関する経費
衛生費	334,321	559,320	-224,999	総合健康診査やごみ、し尿処理などに関する経費
労働費	35	27	8	労働相談事業などの労働対策に関する経費
農林業費	336,432	291,337	45,095	農林業の振興や遊湯びっふなどに関する経費
商工費	199,217	183,488	15,730	七夕天国や商工業の振興対策に関する経費
土木費	262,057	572,095	-310,039	町道や公営住宅、除排雪などに関する経費
消防費	162,031	158,237	3,794	消防活動に必要な経費を大雪消防組合に支出
教育費	169,628	216,512	-46,884	小中学校や体育館、図書館などに関する経費
災害復旧費	0	0	0	台風などによる被害復旧に関する経費
公債費	450,209	468,056	-17,847	公共施設を建設する際に借入れた借金の返済金
合計	4,140,057	3,910,080	229,976	

特別会計の決算

区分	歳入	歳出	差引
国民健康保険	479,229	460,852	18,377
後期高齢者医療	69,245	69,239	6
介護保険	605,112	581,730	23,382
観光事業	166,897	156,067	10,830
簡易水道事業	237,263	235,170	2,093
公共下水道事業	67,320	65,886	1,434

特定の事業や特定の収入に基づいた事業を行う際に、経理を他の会計と区別する必要があります。この場合、一般会計とは別れた会計は、一般会計とは別に特別会計と呼ばれます。町では6つの特別会計があり、各特別会計の令和2年度決算は左のとおりです。

比布町の「健全化判断比率等」を公表します

■問い合わせ ■役場総務企画課財務係 ☎85-4801

● 財政健全化法とは ●

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、地方自治体財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」を目的として公布されました。

この法律で、地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断する4つの指標（以下、「4指標」という）と、公営企業の経営状況を明らかにする指標を公表することが義務づけられました。

これまでの方法の場合、単年度のみの数値だったため、今は良くても将来的に財政が健全なのかどうかはわかりませんでした。

この指標により、将来を含めた町の財政状況や、公営企業会計の経営状況を確認することができます。

4指標のうち1つでも国が定める基準を超えた場合は「早期健全化団体」、「財政再生団体」となり、それぞれ計画を作成し、財政の健全化を図ることになります。

※1 早期健全化団体

～国が定める早期健全化基準を超えた場合、「財政健全化計画」を定め、この計画に沿って、自主的な財政の健全化を図ります。

※2 財政再生団体

～国が定める財政再生基準を超えた場合、「財政再生計画」を定め、この計画に沿って、国等の関与による財政の健全化を図ります。

比布町の算定結果は？

■ 4指標で判断します

①実質赤字比率

〔一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模[※]に対する比率〕

※標準財政規模～町の標準的な一般財源の収入額

②連結実質赤字比率

〔特別会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率〕

比布町の場合、①、②はいずれも黒字のため、赤字比率は発生しません。

③実質公債費比率

〔一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率〕

比布町の場合、実質公債費比率は8.5%で、国の基準を下回っています。

④将来負担比率

〔一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率〕

比布町の場合、将来負担比率は24.2%で国の基準を下回っています。

●本町の4指標と国の基準

(単位：%)

	比布町の比率	国の基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	-	20.0	30.0
③実質公債費比率	8.5	25.0	35.0
④将来負担比率	24.2	350.0	

■資金不足比率

〔各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率〕
比布町は各事業とも資金不足額がないため、資金不足比率は発生しません。

●公営企業の経営状況（資金不足比率）

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
簡易水道事業特別会計	-
公共下水道事業特別会計	-
観光事業特別会計	-

令和2年度決算に基づく比布町の4指標、公営企業の経営状況は、いずれも国の基準を下回り健全団体となっていますが、国からの交付税の動向によっては指標が悪化するおそれがあるため、引き続き慎重な財政運営を行っていきます。

【解説財政用語】

～財政に関する用語を簡単に解説します～



◆一般会計

町の基本的活動を遂行するために必要な経費やその収入を経理する会計です。

◆特別会計

特定の事業や特定の収入に基づいた事業を行う場合、その事業に係る経理を他の会計と区別する必要があるときに条例や法律に基づいて設置する会計です。

◆自主財源

町が自主的に収入することができる財源。町税、使用料・手数料などが自主財源にあたります。

◆依存財源

国や北海道から交付される財源。地方交付税、国庫支出金、町債（借金）などが依存財源にあたります。

◆基金

条例の定めにより、特定の目的のために資金を積み立てたもの。

■基金（貯金）の現状

令和2年度末合計

14億9,106万円

(単位：千円)

区分	現在高	前年度増減
財政調整基金	698,099	31,475
国民健康保険事業基金	51,837	15,000
観光事業基金	59,393	-6
ふるさと創生基金	93,641	18
減債基金	79,876	63
社会福祉基金	11,222	2
公共施設整備基金	124,312	124
地域福祉基金	118,856	-5,702
中山間ふるさと・水と土保全基金	10,000	0
まちづくり研修事業基金	21,494	0
介護保険事業準備基金	48,975	16,334
まちづくり応援基金	34,792	11,019
過疎地域自立促進基金	116	0
こころの豊かさ基金	26,364	-529
庁舎等整備基金	100,479	100
びっぴいちご再振興基金	8,905	-584
森林環境譲与税基金	2,707	1,530

令和2年度末 町債残高

区分	町債残高
一般会計	46億2,160万円
観光事業特別会計	3億6,385万円
簡易水道事業特別会計	5億6,570万円
公共下水道事業特別会計	7億6,637万円
合計	56億2,780万円
町民1人当たりの町債残高	156万円

■町債（借金）の現状

町が大規模な事業を行う場合は、国・北海道の補助（1/2〜1/3程度）を受けた場合でも、残りの額をその年の町の自主財源ですべて支払うことは不可能です。また、町民が長期間にわたって利用する施設は、それを利用して後世の町民が借金償還という形で少しずつ負担していくという方が理にかなっています。このため単年度の財源不足

を地方債Ⅱ町債（借金）で補う方法をとっています。比布町の町債は、令和2年度末残高をみると一般会計で46億2,160万円、全会計で56億2,780万円となります。地方債を活用して施設の整備を行うことも大切ですが、過度に地方債に依存することは、町財政の健全性を損なうことになるので、財政運営を考慮しながら事業を実施する必要があります。

町民1人当たりが負担したお金

$$= 92,469 \text{ 円}$$

町税総額3億3,187万円÷人口3,589人[※]

町民1人当たりに使われたお金

$$= 1,153,541 \text{ 円}$$

歳出総額41億4,006万円÷人口3,589人[※]

※人口は本年3月末現在住民基本台帳等登録数